

質問及び回答

令和7年5月9日公表

No	該当文書及び質問箇所	質問	回答
1	提案仕様書 3システム導入に関する基本方針	『令和8年4月現在の法令等を前提に、高度な専門性を必要とする地方公営企業会計制度や会計統合について、総務省「経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー登録者又は公認会計士という有識者の配置と精通したスタッフにより必要な支援を行うこと。』とありますが、こちらについては上記の資格を持った監査法人等に法や制度としての妥当性などに関する質問を行い回答いただける体制までをもって「対応」としてもよろしいでしょうか。（会議に参加および助言となるとコンサルタント業務になってしまうと考えられるため）	当該記載については、地方公営企業会計制度や会計統合について精通している者の配置を基本方針として示したものとなります。 趣旨としては、具体的に基本方針に記載した対象者の配置を必須とするものでなく、それに類する者の配置があれば、基本方針の内容を満たしているものと判断します。 また、ご質問の中にあるように、当該要件を満たす監査法人等に法や制度としての妥当性を問うような体制による対応でも問題ないと判断します。